

いじめ防止等対策の取り組みについて

	点検項目	令和5年度の取組に対する自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー1条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	教職員向け「いじめ防止研修会」の中で講師より、定義について説明をした。	毎年継続して教職員に対して研修を実施	
2	定期的(2ヶ月に1度)に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりした。	いじめアンケートの実施後に回答結果及び内容について情報共有を行った。	引き続き定期的に開催	
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	本校非常勤(特別支援教育士スーパーバイザー)より教職員を対象に「いじめ防止研修会」を実施した。	引き続き定期的に開催	
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	本校ホームページにて「学校いじめ防止等基本計画」を公開し、職務内容を掲載している。	定期的に周知し、当委員会の存在意義を定着させる。	
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画(学校いじめ防止プログラム)を策定して全教職員に周知した。	本校ホームページにて「学校未然防止プログラム」を公開し、プログラム内容を掲載している。	定期的にプログラム内容を周知する。	
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	全担任面談及び学校適応感尺度調査など、気になる学生がいる場合は報告を行っている。	気になる学生がいる場合は学生相談室と連携し情報共有する。	
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知するとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	本校非常勤(特別支援教育士スーパーバイザー)による講演会を通して周知し、重大事態に関する各役割は定めている。	引き続き研修を通して教職員へ周知を行う。	
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている	いじめ対策委員会で協議したのち、関係教職員へも情報共有している。	対応記録等は共有し、各方面にてサポートを行う。	
9	令和4年度の取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルが実行性のあるものとなっているかを検証し、令和5年度の実施計画に反映しているか	年度初めに事案対処マニュアル等の検証を行い、実施計画へ反映している。	年度末に点検を行い、必要に応じて改正することとしている。	
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に(年4回以上)実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	年4回の「いじめアンケート」での回答率及び事例について、いじめ対策委員会で共有している。	アンケートの設問に「いじめ」というワードを出さずに芽となりそうな事柄を拾い上げられる設問に変更する。	令和6年12月
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、スクールカウンセラーを含み役割を明確にするとともに、スクールカウンセラーが得た情報を、教職員間で共有できるようにしている	スクールカウンセラーに対して委嘱状を交付し、知り得た情報については、可能な範囲で共有している。	引き続き連携を密にし、情報提供をいただく。	
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	新入生を対象にいじめに関する研修を実施している。	新入生を対象とし講演会を実施している。次年度以降は全学年を対象とした。	令和7年3月
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深める取組を実施している。	理解を深めるため、学生主体の防止プログラムを作成・実施している。	実施状況を鑑み、必要に応じて修正する。	
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする(学生主体による防止プログラムの実施を含む)取組を推進している。	学生主体の防止プログラムを実施している。	防止プログラムに基づき、学校行事を実施する。	
15	学校がいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	本校のいじめ防止に関する取組を保護者等へ周知するとともに、ホームページ等で内容を周知している。	定期的な周知を行う。	
16	いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えることを徹底している。	認知された場合、保護者に対して学校の対応方針等は周知している。	事案対処マニュアルを周知している。	
17	外部の有識者等で構成される会議(運営協議会や外部評価委員会等)で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	外部評価委員会等で内容を説明し、連携・協力体制を構築している。	外部評価委員会と連携・協力体制を築いている。	
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができています。	警察等と連携する体制は構築している。	所管の警察署と連携している。	